

令和6年度 水道施設工事(配水管布設工事等)発注基準

入札方式別参加要件及び指名基準

入札方式	請負対象金額	総合点数	工事实績額要件	工事实績数量要件	配置技術者 資格要件	専門技術者
一般競争 入札	5,000万円以上	700点以上	2,500万円以上 1/2程度	必要に応じて工種別 細目の内容の1/2程 度	1級土木施工 管理技士	1級管工事施工管 理技士及び 国土交通大臣特 別認定者 若しくは2級管工事 施工管理技士
	5,000万円未満 2,500万円以上	650点以上	1,000万円以上 1/2程度		上記の資格若 しくは2級	
	2,500万円未満 1,000万円以上	600点以上	500万円以上 1/2程度			
	(鋳鉄管150mm以上)	(650点以上)				
指名競争 入札	1,000万円未満 (鋳鉄管150mm以上)	650点以上の 市内本店業 者	不要	1級土木施工 管理技士 若しくは2級	1級管工事施工管 理技士及び 国土交通大臣特 別認定者 若しくは2級	
	1,000万円未満 (上記以外)	市内本店業 者		上記の資格、 若しくは実務 経験者	上記の資格若しく は 給水装置工事主 任技術者	

① 一般競争入札の参加条件

1. 設計金額に応じて各総合点数要件を満たすこと。
2. 過去15年間に1契約額が各工事实績額要件以上の島根県内の公共工事实績を有すること。
工事内容について、1/2程度の規模を求めることもできる。
3. 請負金額により、監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。
4. 有資格者名簿に登載され、市内に本店又は営業所を有すること。
5. 益田市指定給水装置工事事業者であること。
6. 設計金額3,000万円未満の工事については、市内本店業者とする。ただし、5,000万円未満の工事についても市内本店業者とする場合がある。
7. 管径150mm以上の鋳鉄管工事については総合点数が650点以上とする。

② 指名競争入札

1. 配水管工事において、管径150mm以上の鋳鉄管工事については総合点数650点以上の市内本店業者とする。
2. 指名業者は事後公表とする。